

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 4 8 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
財 政 課	<p>【改正趣旨】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、租税特別措置法施行令及び建築基準法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号） 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号） 建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号） 租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイナンバーの発行手数料の徴収事務が J-LIS から市に委託できることに伴い、条例に規定されている個人番号カード再交付手数料（別表第 1 5 号）を削除する。（令和 3 年 9 月 1 日施行） 2 建築基準法施行規則の一部が改正され、引用条項の条ずれが生じたことから、別表第 2 0 号（建築計画概要書等の書類の写しの交付手数料）の規定を改正する。（公布の日施行） 3 租税特別措置法施行令の一部が改正され、引用条項の条ずれが生じたことから、別表第 7 3 号（特定の民間再開発事業認定申請手数料）の規定を改正する。（公布の日施行）